

平成23年6月10日

【労働保険料、特別保険料、一般拠出金関係】
労働基準局労災補償部労働保険徴収課
(担当・内線) 課長補佐 古瀬(5159)
(直通)03(3502)6722

【障害者雇用納付金関係】
職業安定局高齢・障害者雇用対策部
障害者雇用対策課
(担当・内線) 調査官 上野(5836)
(直通)03(3595)1173

報道関係者 各位

青森県及び茨城県における労働保険料等に関する
納期限等について(東日本大震災関係)
～7月29日(金)までと決定～

東日本大震災の発生に伴い、平成23年3月24日付け厚生労働省告示により、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の5県を指定し、同年3月11日以降に到来する労働保険料等(注)の納期限等の延長を行いました。

その際、延長後の期限については、別途告示で定めることとしておりましたが、今般、「青森県及び茨城県における延長後の納期限等」を以下のとおり定めましたので、お知らせします。

なお、岩手県、宮城県、福島県においては、引き続き、納期限等が延長されます。

(注) 労働保険料等については、①労働保険料及び特別保険料、②石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金、③障害者雇用納付金が該当します。

なお、障害者雇用納付金については、対象地域に主たる事務所の所在地がある事業主が対象となります。

(1) 適用される対象地域
青森県、茨城県

(2) 延長後の納期限等

平成23年7月29日(金)

※ 労働保険料、特別保険料、石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金の年度更新期間(平成23年6月1日から同年7月11日まで)も、平成23年7月29日まで延長されます。

(3) 対象となる労働保険料等

平成23年3月11日から同年7月28日までに納期限等が到来する労働保険料等

※ なお、青森県及び茨城県においても、平成23年7月29日までに労働保険料等を納付することが困難な場合は、申請による納付の猶予等が適用される場合があります。

※ 岩手県、宮城県、福島県における延長後の納期限等の設定については、別途、厚生労働省告示で定めることとしています。

詳しい内容は、労働保険料については、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局又は労働基準監督署に、障害者雇用納付金については、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構におたずねください。

(参考1) 被災された事業主の皆さまへ

～労働保険料・一般拠出金の申告手続・納付についてのお知らせ～(改訂版)

(参考2) 東日本大震災に関する労働保険料等の特例措置について

～フローチャート～(改訂版)

(参考3) 事業主の皆様へ

～障害者雇用納付金の納付期限等の延長等についてのお知らせ～

被災された事業主の皆さまへ

～労働保険料・一般拠出金の申告手続・納付についてのお知らせ～

このたびの東日本大震災を受け、労働保険料・一般拠出金の申告・納付関係で、次のような特例措置を行っております。

1. 労働保険料等の免除 ※申告手続と合わせて、申請が必要です

東日本大震災による被害を受け、次の要件を満たす事業主の皆さまに、**要件②に該当していた期間（最大で平成23年3月1日から平成24年2月29日まで）の賃金に関する労働保険料と平成23年度の一般拠出金を免除**いたします。（特別加入者の保険料についても、同様の措置を行います。）

【対象地域】

岩手県、宮城県、福島県の全域、
青森県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県の一部（詳細裏面）

【要件】

- ①平成23年3月11日に、事業場が対象地域に所在していたこと
- ②東日本大震災の被害により、賃金の支払に著しい支障が生じている等、労働保険料の支払が困難である事情があること

2. 申告・納付期限の延長

次の地域に所在する事業場の事業主の皆さまについては、労働保険料・一般拠出金の申告手続や、納付についての**期限を延長**しています。

【対象地域、期限】

青森県、茨城県（H23.7.29まで延長）
岩手県、宮城県、福島県（改めて告示する期限まで延長※1）

【要件】 特にありません

- ※1 岩手県、宮城県、福島県における延長された後の期限は、今後被災の状況等を踏まえて改めて告示し、お知らせいたします。
- ※2 手続が免除されるものではありませんので、特に**申告の手続は、可能な方は通常どおり行っていただきますよう、お願いいたします。**

3. 納付の猶予 ※申告手続と合わせて、申請が必要です

東日本大震災により被害を受け、次の要件を満たす事業の事業主の方々については、労働保険料・一般拠出金の納付を、**最大で1年間猶予**いたします。

【対象地域】 **すべての地域で申請可能**

【要件】 事業財産に相当の損失（おおむね20%以上）を受けたこと

※保険料を免除するものではありませんので御留意ください。



詳しいことは、[最寄りの都道府県労働局]又は[最寄りの労働基準監督署]までお尋ねください。

特定被災区域一覧(H23.5.2時点)

[青森県](2市2町)

八戸市、※三沢市、上北郡おいらせ町、※三戸郡階上町

[岩手県]

[宮城県]

[福島県]

全 域

[茨城県](30市7町2村)

水戸市、日立市、土浦市、※古河市、石岡市、※結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、同郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、同郡阿見町、同郡河内町、北相馬郡利根町

[栃木県](9市7町)

宇都宮市、※足利市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、同郡茂木町、同郡市貝町、同郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、同郡那珂川町

[千葉県](17市6町)

千葉市、※銚子市、※市川市、※船橋市、※松戸市、※成田市、※佐倉市、※東金市、旭市、習志野市、※八千代市、我孫子市、浦安市、※印西市、※富里市、香取市、山武市、※印旛郡酒々井町、※同郡栄町、※香取郡多古町、※同郡東庄町、山武郡九十九里町、※同郡横芝光町

[新潟県](2市1町)

十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

[長野県](1村)

下水内郡栄村

※は災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村以外の市町村です。

東日本大震災に関する労働保険料等の特例措置について ～フローチャート～

事業所が特定被災区域にあるか。

(継続一括事業の場合は、継続一括事業全体又は個別の被一括事業ごとに判断)

ある

しない

ない

大震災による被害が、以下のいずれかに該当するか。

- ①事業所や生産設備に直接的な被害(損壊等)が生じている。
- ②事業の実施に必要な電気、ガス等の施設の被害等により被害が生じている。
- ③東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う警戒区域等の設定により被害が生じている。
- ④東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う食品の出荷制限等による被害が生じている。
- ⑤①から④に準じる理由により、事業ができない又は休業せざるをえない状況になった。

する

大震災前の直近の賃金支払月と比較して、「ひと月の労働者1人当たりの賃金額」が2分の1未満になったか。

なった

1. 労働保険料等の免除

申請により、労働保険料等の免除を受けられる可能性があります。
(リーフレット「労働保険料等の免除の特例について」参照。)

2. 納付期限等の延長

労働保険料の申告・納付の期限が延長されています。
(リーフレット「被災された事業主の皆さまへ」参照。)
※青森県、茨城県は、平成23年7月29日が期限となります。
※岩手県、宮城県、福島県の延長後の期限は、改めて告示します。

3. 納付の猶予

申請により、1年以内の労働保険料等の納付の猶予を受けられる可能性があります。

事業所が、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県(平成23年7月29日以降は、岩手県、宮城県、福島県)のいずれかにあるか。

ある

ない

大震災により事業財産に相当な損失(おおむね20%以上)があるか。

ある

ない

通常どおり、申告・納付手続きを行ってください。

ならなかった



このリーフレットに関するご質問等がございましたら、都道府県労働局、労働基準監督署又は労働保険年度更新コールセンター(0120-995-986)にお問い合わせください。

※ コールセンターでの受付は平成23年7月15日までにあります。

事業主の皆様へ

障害者雇用納付金の納付期限等の延長等についてのお知らせ

東日本大震災により被災された皆様にご心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興と皆様のご健勝をお祈りいたします。

1 障害者雇用納付金の納付期限等の延長について

東日本大震災による被害に対応するために、次の①及び②に該当する障害者雇用納付金については、3月24日付け厚生労働省告示により、その申告又は納付の期限（以下「納付期限等」という。）は延長しています。

- ① 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県内に、主たる事務所の所在地を有する事業主が納付するもの
- ② 平成23年3月11日以降に納付期限等が到来するもの
（督促状の指定期限が平成23年3月11日以降である場合を含みます。）

※ 延長後の障害者雇用納付金の納付期限等は以下のとおりです。

- 青森県、茨城県に主たる事務所の所在地を有する事業主
平成23年7月29日
- 岩手県、宮城県、福島県に主たる事務所の所在地を有する事業主
災害のやんだ日から2ヵ月以内の日が定められますが、具体的な期限は、災害の復旧状況等を踏まえて今後検討し、後日、決定次第お知らせいたします。

2 障害者雇用納付金の納付の猶予について

1に該当しない場合であっても（1に該当する場合で納付の期限が到来した場合を含む。）、東日本大震災により被害を受けた事業主の方について、個別の申請に基づき、一定の要件に該当すると認められた場合には、猶予の対象となります。

※ 詳しいことは、下記担当者又は独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構までお尋ねください。

【お問い合わせ先】

職業安定局高齢・障害者雇用対策部
障害者雇用対策課雇用促進係 領五・小林
（代表） 03-5253-1111 内線:5855
（直通） 03-3595-1173